

熊谷英樹後援会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、熊谷英樹後援会と称し、主たる事務所を豊島区雑司ヶ谷におく。

第2条（目的）

本会は、熊谷英樹氏を後援することにより区政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発行及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出するか、メールにて入会意思の旨を連絡するか、若しくは当該ホームページより後援会入会フォームにて申請で、本人と連絡が取れる状態のものを会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 幹 事 若干名
- 会計責任者 1名
- 幹 事 2名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1期2年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会員は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を召集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を召集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回幹事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、平成30年10月31日より実施する。